

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における選挙運動用自動車の使用契約を
下記のとおり締結したので届け出ます。

年 月 日

候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	契 約 内 容	
		運送契約期間	運送契約金額
			円
			円

2 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による場合

(1) 自動車の借入れ

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	契 約 内 容		
		自動車登録番号 又は車両番号	借入期間	契約金額
				円
				円

(2) 燃料代

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	契 約 内 容		
		自動車登録番号 又は車両番号	契約金額	備考
			円	
			円	
			円	

(3) 運転手の雇用

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名	契 約 内 容	
		雇用期間	契約金額
			円
			円
			円

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 「(2) 燃料代」において、単価契約をした場合には「備考」に契約単価を記載してください。この場合においては、「契約金額」に見込額を記載して差し支えありません。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における選挙運動用ビラの作成契約を下記
のとおり締結したので届け出ます。

年 月 日

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	契 約 内 容		
		作成契約枚数	作成契約金額	契約単価
		枚	円	円/枚
		枚	円	円/枚
		枚	円	円/枚

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における選挙運動用ポスターの作成契約を
下記のとおり締結したので届け出ます。

年 月 日

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	契 約 内 容		
		作成契約枚数	作成契約金額	契約単価
		枚	円	円/枚
		枚	円	円/枚
		枚	円	円/枚

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における自動車燃料代について、美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者

記

契 約 年 月 日	年 月 日
契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)
燃料の供給を受ける選挙運動 用自動車の自動車登録番号又 は車両番号	
確 認 申 請 金 額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済 又は確認申請額
前回までの累積金額(a)	円	円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第 141 条第 1 項の規定により候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に限られています。
- 4 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に記載した「選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」を記載してください。
- 5 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 6 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車運送契約等において一般乗用旅客自動車運送業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数になります。
- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における下記のビラ作成枚数につき、美幌町
議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認
を受けたいので申請します。

年 月 日

候補者

記

契 約 年 月 日	年 月 日
契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、法 人名及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)
確 認 申 請 枚 数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 作 成 枚 数(B)	枚	枚
枚 数 計(A)+(B)	枚	枚

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け

出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

美幌町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行美幌町 選挙における下記のポスター作成枚数について、
美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

候補者

記

契 約 年 月 日	年 月 日
契約の相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)
確 認 申 請 枚 数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 作 成 枚 数(B)	枚	枚
枚 数 計(A) + (B)	枚	枚

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数(A)」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車燃料代確認書

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代について確認しました。

年 月 日

美幌町選挙管理委員会

委員長

印

記

選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙
候 補 者 の 氏 名	
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
確 認 金 額	円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第11号)とともに当該確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを請求書に添付してください。
- 3 燃料代について公費の支払いの請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に限られており、その自動車にはこの確認書に記載された自動車が該当します。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、美幌町に支払を請求することはできません。

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数について確認しました。

年 月 日

美幌町選挙管理委員会

委員長

印

記

選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙
候 補 者 の 氏 名	
確 認 枚 数	枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第13号)とともに当該確認書及び納品書等のビラの納入実績を証する書面（ビラ作成業者、ビラ納入年月日及びビラの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、美幌町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認しました。

年 月 日

美幌町選挙管理委員会

委員長

印

記

選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙
候 補 者 の 氏 名	
確 認 枚 数	枚

備考

- この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書及び納品書等のポスターの納入実績を証する書面（ポスター作成業者、ポスター納入年月日及びポスターの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、美幌町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行美幌町 選挙
候補者

記

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が美幌町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、美幌町に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には、候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、美幌町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行美幌町 選挙
候補者

記

燃料供給業者の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、 法人名及び代表者の氏名)		(住所) (氏名)		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		(L)	円	
		(L)	円	
		(L)	円	
		(L)	円	
		(L)	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が美幌町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 燃料代について公費の支払いの請求をすることができるのは、公職選挙法第 141 条第 1 項の規定により候補者が選挙運動のために使用する 1 台の自動車に供給した燃料に限られており、その自動車には候補者から燃料供給業者に提出した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載した自動車が該当します。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、美幌町に支払を請求することはできません。
- 7 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載した金額までです。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となったときには、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されているときには、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を雇用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行美幌町 選挙
候補者

記

運転手の住所及び氏名	(住所) (氏名)	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、運転手に提出してください。
- 2 運転手が美幌町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、美幌町に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、美幌町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行美幌町 選挙
候補者

記

ビラ作成業者の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、法人名 及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のビラの納入の実績を証する書面（ビラ作成業者、ビラ納入年月日及びビラの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が美幌町に支払を請求するときは、この証明書とともにビラ作成枚数確認書及び納品書等のビラの納入実績を証する書面（ビラ作成業者、ビラ納入年月日及びビラの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、美幌町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

下記とおりポスターを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行美幌町 選挙
候補者

記

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人の場合は、法人所在地、法人名及び代表者の氏名)	(住所) (氏名)
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごと作成し、納品書等のポスターの納入実績を証する書面（ポスター作成業者、ポスター納入年月日及びポスターの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを添付のうえ、ポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が美幌町に支払を請求するときは、この証明書とともに選挙運動用ポスター枚数確認書及び納品書等のポスターの納入の実績を証する書面（ポスター作成業者、ポスター納入年月日及びポスターの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、美幌町に支払を請求することはできません。

請求書(選挙運動用自動車の使用)

美幌町長 様

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

記

請 求 金 額	円		内訳 別紙請求内訳書のとおり	
選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙			
候 補 者 の 氏 名				
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し)を添えて、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、美幌町に支払を請求することができません。
- 燃料代について公費の支払いの請求をすることができるのは、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。

別紙 1 (様式第15号関係)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 円	円
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 円	
計			円

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 2 の 1 (様式第15号関係)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	
計			円

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
年 月 日		円 × L = 円	円	円
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
計			円	円

備考

- 1 燃料代について公費の支払の請求ができるのは、美幌町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「販売金額(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額(B)」の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 5 「請求金額(C)」欄には、(A)の「計」欄又は(B)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 2 の 3 (様式第15号関係)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)
年 月 日	円	円	円
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
計	円	円	円

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書(ビラ作成)

美幌町長 様

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

記

請 求 金 額	円		内訳 別紙請求内訳書のとおり	
選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙			
候 補 者 の 氏 名				
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び納品書等の納入の実績を証する書面（ビラ作成業者、ビラの納入年月日及びビラの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、美幌町に支払を請求することはできません。

請求内訳書(ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書(ポスター作成)

美幌町長 様

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

記

請 求 金 額	円		内訳 別紙請求内訳書のとおり	
選 挙 名	年 月 日執行美幌町 選挙			
候補者の氏名				
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書等のポスターの納入の実績を証する書面（ポスター作成業者、ポスター納入年月日及びポスターの納入枚数が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、美幌町に支払を請求することができません。

請求内訳書(ポスター作成)

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金 額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金 額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金 額 $G \times H = I$
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。